

集落内開発制度の災害リスクへの対応に関する進捗状況報告

資料A-3①

1. 法改正等の内容と本市の現状

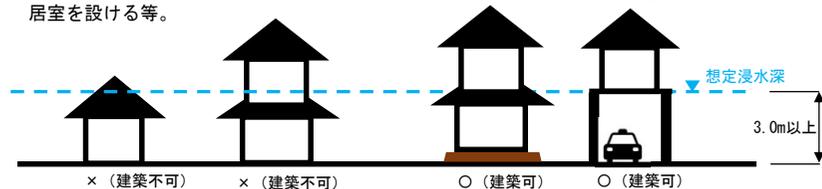
- ・都市計画法改正により、集落内開発制度指定区域における、災害リスクの高いエリア（災害レッドゾーン、災害イエローゾーン）については原則として区域に含まないこととなった。本市の災害リスクの高いエリアを次項に示す。
- ・国の技術的助言で、災害イエローゾーンについては、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合には、例外的に条例区域に含むことを妨げるものではないと示された。特に浸水想定区域においては、安全上及び避難上の対策の実施を求める許可条件を付すことで条例区域に含むことが出来ると提示された。

集落内開発制度指定区域における災害リスクの高いエリアの概算面積（単位：ha）

		中央区	東区	西区	南区	北区	合計
集落内開発制度指定区域		10	640	470	2,640	2,930	6,690
災害レッド	災害危険区域 ※急傾斜地崩壊危険区域を指定	0	0	5	10	25	40
	土砂災害特別警戒区域	0	0	5	10	65	80
災害イエロー	土砂災害警戒区域	0	0	50	50	100	200
	浸水想定区域 (想定浸水深3.0m以上)	0	70	40	550	40	700

国の技術的助言で提示された、浸水区域における安全上及び避難上の対策（例）

建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により、床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設ける等。



2. 意見聴取状況

(1) 地域意見聴取

①影響地域の自治会長等の意見（個別面談を実施（8月～10月））
（対象30校区 161自治会）

〔地域の実情〕

- ・自治会としても、土砂災害警戒区域への新たな居住はやめて欲しい。
- ・集落内開発制度の恩恵で子供が増え、自治会活動が活性化している。
- ・集落内開発制度が無くなると、自治会活動（町内会、婦人会、消防団など）の高齢化が進んでおり、後継者となる新規住民がいなくなる。

〔合併町の意見〕

- ・集落内開発制度は、合併時の約束のため、区域の除外になると地域への影響が大きい。

〔運用について〕

- ・熊本地震の影響で平屋が増えている中、地震へのリスクも考えるべきである。
- ・地域への影響が大きいため、説明会の開催を要望する。

②地域説明会での意見（各区で計13回開催。参加者数：計193人（10月～11月））

〔地域の実情〕

- ・過疎化対策のためにも集落内開発制度は必要。
- ・休耕地が増えており、宅地化できなくなると地域への影響が大きい。

〔合併町の意見〕

- ・今回の法改正に対して反対。
- ・集落内開発制度は合併の時の条件でありその区域を縮小することは許されない。

〔災害ハザードについて〕

- ・ハザードマップに疑問がある。今までハザードマップで示されているような浸水被害にあったことがない。
- ・市民に規制を求めるだけでなく、行政はハード整備（河川整備、避難所設置）をするべき。

〔運用について〕

- ・熊本地震の影響で平屋が増えている。浸水だけでなく、地震、台風等も考える必要がある。
- ・十分な周知期間が確保されていない。運用開始を延期すべき。

区	開催(回)	参加者(人)
東区	1	29
西区	2	15
南区	6	123
北区	4	26
合計	13	193

(2) 都市計画審議会委員の意見（10/28開催）

- ・熊本市計画区域の1市3町の運用を定める県と連携することが重要。
- ・富合、城南、植木は集落内開発制度が合併時の条件だった。区域を縮小することは許されない。
- ・浸水区域にならないための河川整備などが行政に求められることになる。
- ・市民に対して慎重に説明を行い、十分周知をして、理解が得られた時点で手を付けてもらいたい。
- ・市民に災害リスクを認識するように丁寧な説明をお願いする。

3. 県の状況

熊本市計画区域の1市3町（合志市、菊陽町、嘉島町、益城町）について運用内容や開始時期を検討中。

4. 今後の進め方

地域や都市計画審議会の意見を踏まえるとともに、県と調整しながら運用内容や開始時期を検討中。

令和4年第1回定例会で条例の改正（案）を上程予定。

（参考）「熊本市開発許可の基準等に関する条例」の改正（案）

改正後（案）	現行
<p>（法第34条第11号の条例で指定する土地の区域）</p> <p>第5条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当するものとして市長が指定した区域とする。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの区域を含む区域であって、その境界が道路、河川その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより区切られた区域から、政令第29条の9第1号から第6号に掲げる土地の区域及び同条第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを原則として除外した区域であること。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>（法第34条第11号の条例で指定する土地の区域）</p> <p>第5条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当するものとして市長が指定した区域とする。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの区域を含む区域であって、その境界が道路、河川その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより区切られた区域から、<u> </u>令第8条第1項第2号ロからニまで<u> </u>に掲げる土地の区域として規則で定めるものを<u> </u>除外した区域であること。</p>

政令第29条の9 第1号から第7号で原則として含まないこととする示された区域（法改正に伴い追加された事項）

- ・災害危険区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水被害防止区域
- ・浸水想定区域のうち生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- ・溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域等

熊本市 集落内開発制度指定区域・災害リスクの高いエリア

